

(平成23年12月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月及び同年9月

申立期間について、母親が国民年金の加入手続及び保険料納付を行った。現在まで、厚生年金保険と国民年金の切替えが4回あり、その都度、母親が適切に手続をし、国民年金保険料を納付したはずなのに、申立期間だけが未納となっているのは考えられないので、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において、国民年金保険料の未納が無い上、申立期間の加入手続及び保険料を納付したとするその母親は、国民年金加入期間に保険料の未納は無いことから、納付意識は高かったことがうかがえる。

また、オンライン記録によると、申立期間の記録は平成8年10月7日に追加登録されたことが確認でき、この時点では、申立期間のうち、納期限の時効が到来していない6年9月の国民年金保険料については、納付することが可能であったと考えられる。

さらに、オンライン記録では平成8年10月14日に納付書が作成された記録が確認でき、このことについて、A年金事務所は「平成6年9月の国民年金保険料の納付書を作成した。」と回答していることから、申立期間のうち、6年9月の保険料の納付書が社会保険事務所（当時）から申立人に送付されたと考えられ、納付意識の高かった申立人の母親が、当該期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立期間のうち平成6年8月の国民年金保険料については、前述の

申立期間の記録が追加登録された時期を基準にすると、申立人の母親は、時効により当該期間の保険料を納付することができなかつたものとみられる。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、11万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月28日

平成19年12月28日に勤務先のA社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたのに、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料台帳により、申立人は、平成19年12月28日に12万円の賞与を支給され、11万2,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、給料台帳に記載された厚生年金保険料控除額から、11万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 2 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 2 月から 61 年 3 月まで

私が 20 歳になったときに、母親が A 市役所で国民年金の加入手続きを行い、昭和 59 年春頃に同市役所において、前納分を含めて 2 年分の保険料を現金で支払った。

母親から、国民年金に加入し保険料を納付していたと聞いているので、申立期間は保険料納付済期間であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になったときに、その母親が A 市役所の窓口で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和 62 年 1 月頃に払い出されたことが確認できる上、これより前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に国民年金の加入手続きが行われ、その際に資格取得日を 59 年*月*日とする事務処理が行われたものとみられ、これは、A 市の国民年金被保険者カードの記録と一致している。加入手続きが行われたこの時点では、申立期間のうち、59 年 2 月から同年 9 月までの国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立期間のうち、昭和 59 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、前述の加入手続き時点を基準とすると、過年度保険料となり納付することは可能であるところ、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親は、A 市役所の窓口で納付したとしているが、同市では過年度保険料を取り扱っていないと回答している。

さらに、申立人の母親は、申立期間に係る加入手続きの時期及び納付金額等について明確に記憶していない上、申立期間の国民年金保険料を納付してい

たことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

富山国民年金 事案 238 (事案 128 及び 178 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 1 月から 50 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月から 50 年 8 月まで

申立期間 (1 回目の申立ては、昭和 43 年 4 月から 50 年 8 月まで) については、平成 21 年 12 月 9 日付け及び 22 年 10 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知を受け取ったが、昭和 48 年途中までは 2、3 か月ごとに納付書により、それ以後は口座振替により国民年金保険料を納付していたのは確かであり、年金記録確認第三者委員会の結論に納得がいかないので、再々度、調査の上審議してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間の申立てについては、1 回目は昭和 43 年 4 月から 50 年 8 月までの申立てであったが、当該期間について、i) A 区において昭和 38 年 10 月頃に国民年金手帳記号番号が払い出されていると推認できるものの、住所変更手続が行われないうまま不在、消除の処理が行われていること、ii) 転出先の B 市 C 区 (現在は、同市 D 区) において、50 年 9 月に新たに国民年金手帳記号番号の払出しを受けるまで、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情はみられないこと、iii) 当該期間は、任意加入対象期間であることから、申立人は、制度上、加入手続を行ったときから遡って国民年金の被保険者とはなり得ず、保険料を納付することができないこと、iv) E 市 (現在は、F 市) 及び B 市 C 区において、当該期間に係る国民年金の加入及び保険料納付の記録は無いこと、v) E 市が国民年金保険料を納付書により納付する取扱いを開始したのは 45 年 4 月以降であり、それ以前は納付書による納付ができなかったことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 12 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、昭和 42 年 1 月から 43 年 3 月までの期間を合わせた申立期間について再度申立てを行い、新たな事情として、G 市の H 行政センターで年金裁定請求の手続をした際、社会保険事務所（当時）の職員が、所持していた国民年金保険料の領収書を確認したはずであると主張したが、当該職員は、「申立人の記録だけでは年金受給権を満たすことができないため、カラ期間を探すのに苦労したことを覚えている。領収書があれば必ず確認している。」としており、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 10 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、「申立期間に係る国民年金保険料について、昭和 48 年途中までは 2、3 か月ごとに納付書により、それ以後は口座振替により国民年金保険料を納付していた。」と改めて主張し、再々度の申立てを行っている。

しかし、今回の申立てに当たり、申立人からは新たな資料等の提出は無く、当該主張のみでは、当初の委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに当初の委員会の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

富山厚生年金 事案 851 (事案 134 及び 216 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年11月21日から31年5月11日まで
A社B工場に勤務していた期間について、脱退手当金を支給済みとされているのは納得できないとして申立てをしたところ、平成21年2月25日付け及び同年8月26日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知を受け取った。

しかし、私は、脱退手当金を請求したことなど無く、委員会の決定には納得できないので再審議をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和31年5月の前後2年以内に資格喪失した女性16人のうち、14人に脱退手当金の支給記録があり、このうち12人は資格喪失日から3か月以内に支給決定されている上、申立人と同日に資格喪失した者の支給決定日が申立人と同日であり、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはないと認め、当委員会の決定に基づき、平成21年2月25日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る再申立てについては、申立人からは新たな資料等の提出は無く、そのほか当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないとして、当委員会の決定に基づき、平成21年8月26日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「申立期間の脱退手当金について請求したことは

無く、会社から脱退手当金の説明を受けたことも無いので、年金記録の訂正は必要ないとする決定には納得できない。」と主張し、再々度の申立てを行っている。

しかし、今回の申立てに当たり、申立人からは新たな資料等の提出は無く、当該主張のみでは、当初の委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに当初の委員会の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。